

日常生活の支援・サービスのご案内

1

医療費助成 | 保健所 3F 健康推進課 (078-918-5657)

医療費の負担軽減を目的に指定難病の治療に関する医療費を助成する制度があります。市窓口にて申請いただき、国が定める認定基準を満たす場合に「特定医療費（指定難病）受給者証」が発行されます。医療機関の窓口で保険証とともに提示すると、指定難病にかかる保険診療費の負担額のうち、当制度における自己負担限度額を超えた額が公費より助成されます。

医療費助成の有効期間は最長1年です。継続する場合は、年に一度更新の手続きが必要です。

なお、申請については市窓口で行っておりますが、兵庫県において審査及び受給者証の発行を行っています。

2

療養に関する相談 | 保健所 3F 相談支援課 (078-918-5669)

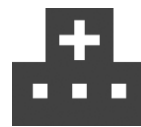
保健師等による療養生活に関する相談や、各種サービス・患者会等の案内をしています。
お気軽にご相談ください。



こちらでも相談を受け付けています→

兵庫県 難病相談センター
県立尼崎総合医療センター1階 (06-6480-7730)

- ・面接、電話等で医師による医療相談（要予約）
- ・保健師、医療ソーシャルワーカーによる療養生活相談



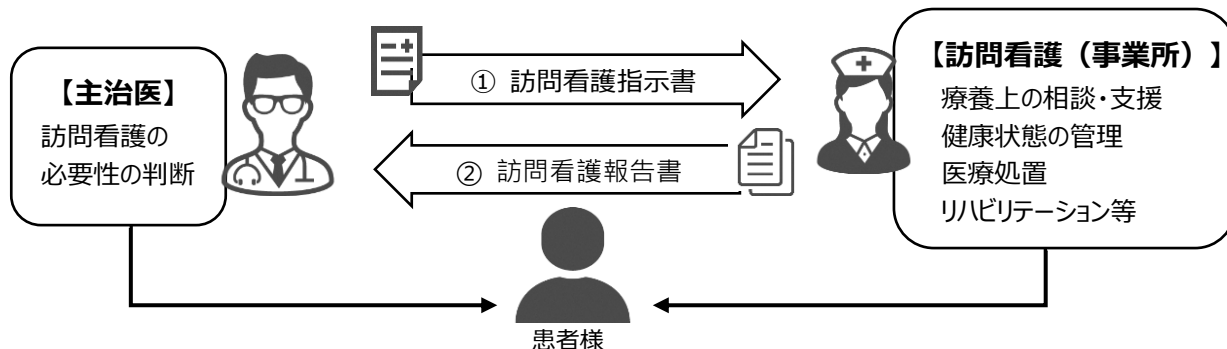
3

訪問看護の利用 | 指定医療機関（訪問看護事業所など）

訪問看護は、訪問看護師等がご自宅に訪問して、療養生活をおくっている方の看護を行うサービスです。訪問看護ステーションにおいては、訪問看護として、理学療法士、作業療法士、言語療法士もリハビリテーションを行うことができます（医療機関が提供する訪問リハビリテーションもあります。）。

訪問看護の利用を希望される場合は、指定医療機関（訪問看護事業所等）に直接連絡してください。兵庫県内（神戸市を除く）の指定医療機関名簿は兵庫県のホームページに掲載されています。

医療保険又は介護保険の範囲内の訪問看護については、特定医療費（指定難病）受給者証を使うことができます。自己負担上限月額以上の負担が発生することはありません。



4

介護保険サービス | 市役所 2F 介護認定担当 (078-918-5091) お住まいの地区の地域総合支援センター

あさぎり・おおくら	078-915-0091	おおくぼ	078-934-8986
きんじょう・きぬがわ	078-915-2631	うおずみ	078-948-5018
にしあかし	078-924-9113	ふたみ	078-945-3170

40 歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することで様々なサービスを受けられます。

【対象者】

① **第一号被保険者 (65 歳以上の方)**

原因を問わず、要介護・要支援認定をされた方

② **第二号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満で医療保険に加入している方)**

「特定疾病（指定難病のうち下記 9 疾病が対象です。）」によって介護や日常生活の支援が必要となり、要介護・要支援認定をされた方

- 悪性関節リウマチ
- パーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺
- 脊柱管狭窄症
- 後縦靭帯骨化症
- 大脳皮質基底核変性症
- 多系統萎縮症

【事業内容】

訪問サービス、通所サービス、施設サービス、福祉用具の購入・貸与、住宅改修等



5

身体障害者手帳 | 市役所 1F 障害福祉課 (078-918-1344)

【対象者】

難病を患っており身体に障害のある方は、障害の程度により身体障害者手帳の交付対象となる可能性があります。

【事業内容】

障害の程度等により医療費助成、公共料金の割引、税の軽減等が受けられます。

6

障害福祉サービス | 市役所 1F 障害福祉課 (078-918-1344)

【対象者】

身体障害者手帳の有無に関わらず、難病等対象となる疾病の方

(※原則、介護保険の対象者を除きますが、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスは、介護保険の対象者でも受けることができます。)

【事業内容】

障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、短期入所等）、相談支援、地域生活支援事業（移動支援、車いす等の日常生活用具給付等）、補装具